

民間建設工事の 発注者のみなさま

建設技能者の処遇改善に ご協力ください

建設キャリアアップシステム（CCUS）

◆CCUSは、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組みで、業界団体と国が連携して普及を推進しています。

◆これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②技能・経験に応じて**処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が成長する**建設業を目指しています。

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP1

システムへの
登録促進

STEP2

現場での
利用の促進

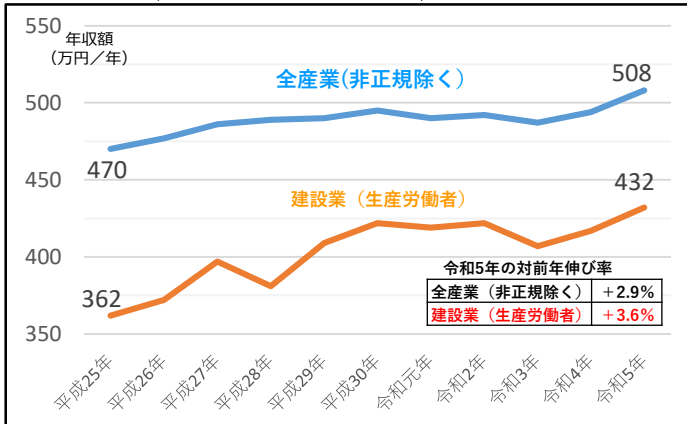
STEP3

技術者の処遇等
への反映

新3Kの実現
(給料・休日・希望)
技能者の技能・経験の評価
技術者の入職・定着促進

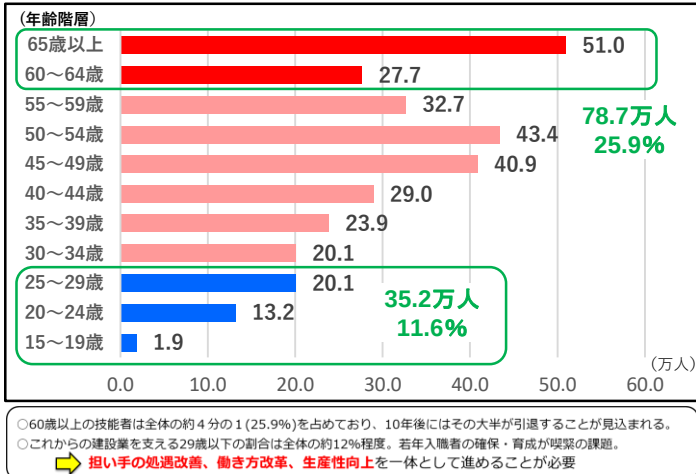
【参考】建設業を取り巻く現状

■賃金の推移（建設業と他産業との比較）



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）
 ※年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額
 建設業（生産労働者）とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

■年齢階層別の建設技能者数



総務省「労働力調査」（令和5年平均）を基に国交省で作成

- 工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠です。
- 民間工事においても、建設企業によるCCUSの活用や、技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請企業による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮をお願いいたします。

◆「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、建設業法に違反するおそれ」があります。

▶ 原材料費等の高騰下において建設企業が賃上げするには、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁していくことが重要です。

適切な価格転嫁とは？

最新の原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定に加え、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施が求められます。

【参考】スライド条項（民間建設工事標準請負契約約款）

← 詳細は ↓

○民間建設工事標準請負契約約款（甲）（抜粋）
（請負代金額の変更）
第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
五（略） 経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
六（略） 物価、賃金等の変動によって、（略）請負代金相当額が適当でないと認められるとき。



発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

← 詳細は ↓

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。
【建設業法違反となるおそれがある行為事例】
当初契約で定めた工期を延長したことにより工事費用が増加したが、受注者からの協議に応じず、書面による契約変更を行わなかった場合



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

← 詳細は ↓

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたもの
発注者の行動①：本社（経営トップ）の関与
発注者の行動②：発注者側から定期的な協議を設けること
発注者の行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること
発注者の行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
発注者の行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと
発注者の行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること
共 通の行動①：定期的にコミュニケーションをとること
共 通の行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管



建設業フォローアップ相談ダイヤル

← 詳細は ↓

 0570-004976
受発注者間や元下間での価格転嫁に関する相談を受け付けています。
 国土交通省HPにてアドレスを確認し、地域の地方整備局等へメールをお送りください。
※ 内容によって電話での回答となる場合がございます。

